

財団法人 日本ハンドボール協会 慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 財団法人日本ハンドボール協会(以下、「本協会」という。)の役員、評議員及び職員(以下、「役員」という。)、並びに加盟団体の会長及び理事(以下、「関係者」という。)に対する慶弔見舞金は、この規程の定めるところによる。

(祝金)

第2条 役員または関係者が表彰されたときは、その程度に応じて祝金を贈る。祝金の額は常務理事会にて決める。

(香料)

第3条 役員または関係者、その親族が死亡した場合には遺族に対し、香料を贈る。香料の額は別に定める。

(供花)

第4条 前条に定めた香料の他、役員、関係者またはその配偶者が死亡した場合に限り、生花または花輪を贈る。額は別に定める。

(傷病見舞金)

第5条 役員または関係者が負傷しまたは疾病によって1ヶ月以上の療養もしくは2週間以上の入院加療を要する場合には、見舞金を贈る。見舞金の額は別に定める。

2 前項の見舞金は同一人の同一傷病、疾病に対しては1回限りとする。

(届出)

第6条 この規程を適用するときには、事前または事後に、その事実を明らかにした書面を添えた届出を本協会会長に提出しなければならない。

(適用の除外)

第7条 この規程の適用に際し、同一事実について同一親族に属する役員または関係者が2人以上いる場合は、その内の1人に限り適用する。

(弔慰金)

第8条 この規程は特別功労のあった役員または関係者が死亡したときは、常務理事会の決定により弔慰金を贈ることができる。額は別に定める。

(定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない事項であっても、常務理事会において見舞金を贈ることが適当と決定したときは、その決定による。見舞金の額は常務理事会にて決める。

附則

この規程は、平成7年6月24日から施行する。

別表1

香料の区分および額

役員	30,000 円
職員	20,000 円
加盟団体関係者	10,000 円
配偶者	10,000 円
同居の父母	10,000 円
子女	10,000 円

別表2

供花の額 20,000 円相当

別表3

見舞金の額 10,000 円